

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社に雇用され、ねじの検査工として就労していたところ、平成〇年〇月〇日、検査台上の製品の入ったスチール缶を両手で手前に倒そうとした際、右肩に負荷がかかり負傷した。

請求人は、平成〇年〇月〇日、C病院に受診し、その後、平成〇年〇月〇日、D診療所に受診し「右肩関節周囲炎、右肩頸肩腕症候群、右肩インピンジメント症候群」（以下「本件傷病」という。）と診断され、同院における通院治療を継続する傍ら、E整形外科ほか複数の医療機関に受診し、療養を継続した。

請求人は、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は請求人の本件傷病は業務上の事由によるものであると認め、これらを支給してきたが、請求人からの平成〇年〇月〇日以降に係る休業補償給付の請求については、同年〇月〇日をもって治ゆ（症状固定）していると判断し、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人の本件傷病は平成〇年〇月〇日をもって治癒したとして、同年〇月〇日以降の期間に係る休業補償給付を支給しないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人らは、請求人の症状は明らかな改善傾向にあり、未だ治癒に至っていない旨主張している。

(1) 本件に係る医師の意見をみると、F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、右肩の疼痛及び右肩他動可動域は、治癒状態とされた平成〇年〇月〇日以降も治療による改善を認めていることから、同日を治癒とすることは認められない旨述べているところ、G医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、請求人の傷病の状態及び療養内容を勘案した上で症状固定と考える旨述べており、H医師は、平成〇年〇月〇日に労働基準監督署が受け付けた意見書において、受傷からの経過が約〇年と長く、請求人に対してなされている治療が対症療法にとどまっており新たな治療が検討されていないこと等から症状固定で妥当である旨述べている。さらに、I医師は、平成〇年〇月〇日付け鑑定書において、請求人の本件傷病の経過をみると、疼痛症状、右肩関節可動域は長期間にわたり改善と増悪を繰り返したものと推定される。その主な理由は、症状の経過及び右肩の画像所見からみて、請求人には右肩腱板の既存の変性があると考えられ、変性を基盤とする損傷が日常生活上の動作によって一時的に悪化することによって、右肩の疼痛や可動域制限の一時的悪化と改善を繰り返していることにある旨述べている。

(2) 当審査会として、改めて、一件記録を精査したが、上記請求人の本件傷病発

症の主たる原因は、請求人に既存する右肩腱板変性が業務上の事由により増悪したことによるものであるところ、請求人の症状経過及び治療内容に鑑みると、その後長期間にわたって症状が遷延しているのは既存の病態の業務外の事由による悪化・改善の反復にあるものと判断せざるを得ない。そうすると、当審査会としても、上記F医師を除く各医師の医学的見解を妥当と思料し、請求人の本件傷病は、平成〇年〇月〇日時点において、既に治ゆしていたものと判断する。

(3) なお、請求人の上記主張は、F医師の上記意見及び平成〇年〇月〇日付け意見書を根拠としているものであるが、当審査会の判断は上記のとおりであるところ、請求人に対する同医師の治療内容をも、対症療法にとどまるものであり、これを採用することはできない。

(4) 請求代理人のその余の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足りるものは見いだせなかった。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした平成〇年〇月〇日以降の期間に係る休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。